

本事業は、私立小中学校の授業料負担が、家庭の経済状況からすると極めて重いと考えられる世帯の児童生徒について、授業料負担の軽減を行うとともに、義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などの実態を把握するためのものであり、下記の事例に該当する場合は、支援の対象とはなりませんので、本事業への申請は行わないようお願いいたします。

事例

- 保護者等全員の資産保有額(預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の合計)の合計が600万円を超える場合。
- 両親に加え、同居の祖父母や授業料の負担者(両親や同居の祖父母と同等程度又は同等程度以上に、授業料を負担している者)がいる御家庭で、全員の収入を合計すると所得基準を満たさない場合。
- 祖父母等からの教育資金の一括贈与(祖父母等から子や孫名義の口座に教育資金を一括して拠出することにより、一定額までを贈与税非課税とする措置)を受けている場合。
- 課税証明書に含まれていない国外での収入があり、この収入を合算すると、所得基準を満たさない場合。
- 源泉分離課税により課税証明書に記載されない収入(上場株式等の配当等)があり、この収入を合算すると所得基準を満たさない場合。
- 純損失の繰越控除(不動産や上場株式等を売却したこと等により生じた譲渡損失等のうち、損失の金額を翌年以降に繰り越すもの)を受けていることにより所得基準を満たしている場合。

上記に該当する方が支援の対象に含まれた場合、本事業で行おうとしている実態把握が困難となり、事業の進展が見込めなくなります。こうした本事業の趣旨を御理解いただいた上で、誓約書の御記入をお願いします。なお、期限までにこの誓約書の提出がない場合は、支援対象とはなりませんので御了承ください。

また、後日、虚偽の記載があることが判明した場合は、支援額を返還していただくことを御了承ください。

なお、本事業の支援を受けた方の中から、義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて、文部科学省の担当者によるヒアリング調査に御協力していただく場合があることも併せて御承知おきください。

以上のことを御理解の上、誓約書に御記入ください。

誓約書に記載された項目に当てはまることに間違いがない場合、にをつけてください。

全てのにがない場合は、支援の対象とはなりませんので御留意ください。

誓 約 書

兵庫県知事 殿

私は、以下の事項について、チェック欄にレ点を記入することにより確認し、誓約します。

- 「保護者等全員の資産保有額（預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の合計）の合計が600万円を超える場合」に該当しません。
- 「両親に加え、同居の祖父母や授業料の負担者（両親や同居の祖父母と同等程度又は同等程度以上に、授業料を負担している者）がいる御家庭で、全員の収入を合計すると所得基準を満たさない場合」に該当しません。
- 「祖父母等からの教育資金の一括贈与（祖父母等から子や孫名義の口座に教育資金を一括して拠出することにより、一定額までを贈与税非課税とする措置）を受けている場合」に該当しません。
- 「課税証明書に含まれていない国外での収入があり、この収入を合算すると、所得基準を満たさない場合」に該当しません。
- 「源泉分離課税により課税証明書に記載されない収入（上場株式等の配当等）があり、当該収入を勘案すると所得基準を満たさない場合」に該当しません。
- 「純損失の繰越控除（不動産や上場株式等を売却したこと等により生じた譲渡損失等のうち、損失の金額を翌年以降に繰り越すもの）を受けていることにより所得基準を満たしている場合」に該当しません。
- 同居の祖父母、同居・別居に関わらず授業料を負担している者など、所得判定の対象者全員の課税証明書を提出しています。また、課税証明書に含まれていない海外収入がある場合、全ての収入について証明する書類を提出しています。
- 文部科学省が実施する義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについてのヒアリング調査の対象に選ばれた場合、調査に協力します。
- 上記の事項について、虚偽の事実が判明した場合は、支援額を返還します。

以上

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)

㊞